三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町脇ノ山字野久保八、中ノ川字タケノ畝一四一から一四四まで、一四六、一五六、一五七、三二一、三二二、三二四、字大東二二三、字エトコ三一九の一、字大畝三三〇、三三四、三三五、三四二の二、三六四、字大アレ三九五、字キリノサコ四〇一の二、四二四、四三六、四五〇の一、四五六の三、字下根ズギ四九〇、四九一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び産山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　熊本県宇城市豊野町巣林字牛岩五五、五八、五九、七〇、七〇の二、七〇の三、七一、字竹ノ迫一五六五、一五六七、一五七五の四七、字池ノ丸山一五七六の四、一五七六の五、一五七七の二、一五八八の九、一五八八の一一、一五八八の一八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字牛岩七〇・七一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七〇の二、字竹ノ迫一五七五の四七（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十九年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年十二月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称			
農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	ジョンディア　CG720	217019	ヤンマー株式会社

2　検査成績の概要
検査成績の概要については、農林水産省生産局技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（URL：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○関東地方整備局告示第二百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十二月十四日

関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名
一般国道　一号

二　道路の位置
東京都中央区日本橋一丁目一番地先

三　他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏　名　東京都中央区長　矢田　美英
住　所　東京都中央区築地一丁目一番一号

四　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
施設建屋等の維持、修繕及び災害復旧

○中国地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十四日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取市青谷町青谷字堂ノ廻り一五四番一から同市青谷町青谷字堂ノ廻り一四九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

中国地方整備局長　川﨑　茂信

○農林水産省告示第二千八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十二月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県丹波市氷上町石生字向山三〇〇九の九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅